

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成24年2月8日（水）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

請願第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書について

議案第1号 白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 平成23年度教育費補正予算について

議案第3号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 協議事項

協議第1号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（案）について

協議第2号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

協議第3号 指定校の変更について

8. 報告事項

報告第1号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について

9. その他

○出席委員

委員長 市場 正明

委員 石亀 裕子

委員 高城 久美子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

委員 石垣 裕子

○出席職員

教育部長
教育総務課長
生涯学習課長
文化課長
書 記
〃

清水 登
伊藤 勝
大塚 栄一
秋本 善久
伊藤 祐子
秋本 裕幸

○市場委員長 それでは、会議を始めます。本日の出席委員は5名です。

○委員長開会宣言

○市場委員長 これから平成24年第2回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○市場委員長 会議録署名人の指名をいたします。石亀委員と高城委員にお願いいたします。

○前回会議録の承認

○市場委員長 続きまして、前回会議録の承認に入ります。

会議録はお手元に届いているかと思えます。訂正等がございましたらお願いします。特にございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 それでは、承認といたします。

○委員報告

○市場委員長 各委員から報告がありましたらお願いします。高城委員。

○高城委員 1月23日月曜日に、平成23年度第2回教育委員会委員研修会に行っていました。浦安市文化会館小ホールで講演がありました。講師は、車いすバスケットボール選手の京谷和幸先生で「夢を実現するために」という演題で、自分の体験したことの、現実味のあるすばらしいお話聞いてよかったですと思います。京谷先生は、小学校からサッカーを始めてプロのサッカー選手になり、順調にサッカーをやっていたところ、自分の事故により頸椎を損傷して車いすの生活になってしまったということで、そこから大変な苦勞の始まりで、そのときはどうしていいかわからなかったけれども、婚約していた奥様とも結婚できて、そして妻があったから今があるということで、本当に二人三脚で、また、新しい夢を持ってチャレンジしていく精神で頑張っている方です。夢を持つ、出会いが大切、出会いこそがチャンスだ、出会い一つ一つに感謝を持つということを大切にと言われてきました。1人ではできないけど、2人ならできる、乗り越えられるということです。そして、失敗は恐れてはいけない、その分必ず成長があるということで、現在はバスケットボールの選手で、オリンピックにも出場を決めたということで、これからますます楽しみに私達もしております。

以上です。

○市場委員長 特に婚約した人が、もう京谷さんの下半身が動かないのがわかって、本人はまだわからなかった。まもなく医者の宣告があるという段階で、医者の宣告前に入籍を急いだんですね。京谷

さん自身は、その理由がわからなかったんですね。推測だけれども、宣告後だったら、京谷さんが結婚をおそらく取りやめにしたんじゃないかなというようにいきさつで、奥様は入籍を急いだと思うんですね。そういったことも非常に感動を呼びました。久しぶりに感動した話です。

○教育長報告

○市場委員長 次に、米山教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の定例教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

1月16日、市内の栄養士、学校給食共同調理場、桜台小中学校、保育園の栄養士と一緒に会議をやりまして、給食材料の放射線物質の検査ということで、今までは県の薬剤師センターのほうに委託で検査をお願いしておりました。現状までで全て放射性物質は検出なしということで、1月から市で購入した検査機器で放射能物質を取り扱うということに決まりまして、その詳細についての打ち合わせをいたしました。その内容についてはホームページのほうで報告してありますので、ぜひご覧いただきたい。

それから18日、教職員の人事異動の一次面接に行っていました。

20日に心身障害児童生徒就学指導委員会が開催されまして、特別支援学校、また個別支援学級、通級学級ということで、来年入学の子ども達の各学校、各クラスがおおむね決定をしているところです。

23日、皆さんは教育委員研修で浦安市へ行かれたんですけど、印教連と印旛地区の教育長会議がありまして、こちらのほうに参加をいたしました。主な内容としましては、地教連の事務局、今浦安市がやっているんですけど、今度、印旛郡で地教連の事務局をとということで、これの打ち合わせをしました。おおむね決定に近いところまでいっているんですけど、その市町村の委員長の承諾を得なければならないことから、もう少ししたら正式に決定すると思います。

それから、県のほうから教職員の不祥事防止について、各市町村、再度、厳格に対応してほしいということで要請がありました。

それから、管理職試験がもう終わっているんですけど、この結果と登用を含めての説明が北総教育事務所のほうからありました。

25日、PTA活動支援研究事業ということで、子どもの心を楽しく育てるということで、明治大学の先生の講演会。今まではPTA自ら研究したものを発表していたんですけど、今回は講演事業ということで、また、講演会の後に参加された方たちのアンケートを読みましたが、大変いい話だったということで、好評であったということを確認しております。

28日土曜日、文化財防火デーということで、風間博之さん、前の委員長のお宅のほうで実施された文化財防火デーに出席をしました。

なお、運動公園のテニスコート、富士中予定地など、施設の整備が終了しましたので、次回の教育

委員会議の日に、委員で整備された場所を見に行きたいと思っております。

それから、後ほど各委員に予算書の教育委員会部分だけをお渡ししますので、1年分の当初予算でありますので、保管、また、内容の確認をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○市場委員長 委員報告、教育長報告について質問等ありましたらお願いします。

特にないようですので、了解といたします。

○市場委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第3号「準要保護児童・生徒の認定について」、協議第2号「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」、協議第3号「指定校の変更について」、報告第1号「白井市心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について」、報告第2号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人情報に関する事項が含まれますので、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 それでは、非公開といたします。

○請願第1号 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書について

○市場委員長 請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書について」、清水教育部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書について」。白井市教育委員会行政組織規則第7条第19号の規定により、審査する。(平成23年12月26日受理)。平成24年2月8日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

別添の請願書をご覧ください。宗教法人本門立正宗の代表役員中川晃荘氏からの請願書でございます。請願書は16ページにわたる請願書でございます。事前に委員の皆様には配布してご覧いただいているところでございます。この場で全文を読むことはできませんので、私のほうで趣旨を説明して、教育委員会事務局としての見解といったものについて説明したいと思います。

まず、1ページ目でございます。請願の趣旨といったところで記載が始まります。キリスト教その他の宗教的教材の採用と授業における一方的宗教教材の押し付けという内容の請願者の主張を総論的に展開している部分でございます。この部分では、具体的には請願事項は出てきておりません。

2ページをご覧ください。2ページの中段、〔2〕の①の部分でございます。宗教的中立性に欠ける教科書の内容変更、撤廃及び採択を請願する内容になってございます。ここで請願事項の1つ目として、教科書の内容変更、撤廃、不採択というところでの請願が出てまいります。

3ページをご覧ください。中段のところ②という段落がございます。その部分でございますが、宗

教的行事、例えばクリスマスカードの作成、クリスマスの飾りつけを学校内行事や授業内容として必然的、強制的に児童生徒に行わせているとの見解を示した上で、それらの中止を請願する内容になってございます。

4 ページ目をご覧ください。ここで請願趣旨説明ということで、[3] 番でございますが、請願内容は、上記の[2] から[4] に見られるものと同様ですが、日本国憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」という条文に対する人権侵害にあたるという視点から切り込んできている部分でございまして、請願項目としては読み取れないところでございます。

4 ページの中段以降でございまして、ここから、5 ページ、6 ページから最後の16 ページまでにわたって長文が続きます。読んでいきますと、請願内容は明確には見当たりません。内容としましては、自らの宗教理念、宗派の考え等を述べている部分でございまして、他宗教や他団体を批判する部分もございまして、他宗教や他団体に関することによって自らの宗教理念といったものを説明している部分でございまして、請願項目として読み取れるものは見当たりません。

請願の内容としては、2 ページ、3 ページのところにある教科書の内容の変更、撤廃、不採択が1 番目、2 番目として、3 ページ目のところにある宗教的行事と請願者はとらえているわけですが、その学校においての中止を請願するというものであるというのが、請願内容だと認識されます。

それを踏まえて、まず1 項目めの教科書の採択に関して、学校教育課のほうで考えている内容を簡単に述べさせてもらいますと、白井市の使用している教科書については、学習指導要領にのっとっており、文部科学省の検定において合格したものでありまして、印旛地区採択協議会の審査結果に基づいて採択した教科書を使用しているものです。指摘のある部分の範囲については、宗教として、この知識や考えを学習する内容ではなくて、2 年生においては比較級と最上級を学習する内容になっております。素材としてマザー・テレサというものが出てきます。3 年生で扱う内容につきましては、マザー・テレサの生き方について、あなたは どう思いますかというような設問はあるものの、回答を特定の宗教の考え方に結びつけて誘導するような表記は見当たりません。マザー・テレサのノーベル平和賞受賞資料として掲載して、一般的に認識されている範囲内の紹介というふうには考えられます。よって、白井市が使っている教科書については、市として判断して採択しているものでありますので、ここに指摘されているような宗教上、問題になるものというふうには考えていないところです。

請願内容2 番目の宗教的行事の取り扱いといった観点で、市内の学校の教育活動を見てみますと、確かに市内の小中学校では、例えばクリスマスソングを歌っているというような実態はございます。小学校の音楽の授業、あるいは歌集の中に掲載のあるクリスマスソングを季節の歌として歌うこともございます。中学校では、英語の授業中に英語の歌を歌うことは一般的なものであって、12月の段階でクリスマスソングにその歌がなることもございます。いずれも宗教的な意味合いからそういうクリスマスソングを歌うのではなくて、現在、日本の社会において、ごく日常的な12月の社会の様子からクリスマスソングを歌うということで、宗教的意義を認めない慣習化した社会理念として扱っている範囲だと認

識しています。また、特別支援学級においては、例えば教室内にクリスマスツリーを飾ったり、七夕のときに笹飾りを置いたりといったことはあります。子どもの季節の行事、伝統文化の範囲内で、宗教色を感じることはございません。

また、修学旅行のときに寺院や神社に参拝するとか、体育の実技授業で柔道を実習する、給食の食材等の制限に関しても、保護者から宗教的事情により特別な申し出があった場合には十分な配慮のもと対応しているという状況でございます。

以上のことから、市内の小中学校においては、今回の請願内容にあるような日本国憲法19条及び20条の第1項、第3項に違反するような教育活動は行われていないと認識しております。

さらに、今回の請願内容に見受けられない同日本国憲法20条の第2項「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」というような条項に抵触するような教育活動も行われていないというのが、白井市内の学校教育の状況だと判断しております。

よろしくご審議のほうをお願いしたいと思います。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。

○米山教育長 1点目の教科書不採用にという請願なんですけど、これは先ほど清水部長から説明があったとおり、文部科学省の検定を受けてきている教科書だということで、これを不採用にすることができるのかどうか、その特定の出版社の教科用図書を不採用にすることができるかという、そういうものでもない。本市の場合は、採択協議会で教科用図書を採択しておりますので、これについても現在決定して、子ども達が使用している教科書、もう既に学習指導要領に合った形での教科用図書で授業をやっておりますので、この記載のある数社の教科用図書を不採用にするというのは、現状ではできないというように思っています。

○市場委員長 1ページに、憲法第19条、思想及び云々、それから憲法第20条2項、国及び機関は云々というところで、宗教教育、宗教活動もしてはならないとありますが、これは表現が誤りか不十分であると判断したい。それは、確かに特定の宗教を教育するというようなことはいけないけれども、宗教教育そのものは重要であるということが学校教育法にちゃんとうたわれているんです。ですから、そのことをあえて避けて表現をしているということがおかしいということと、7ページ、上から10行目、「日本の場合どうかという、文部次官通達の『音楽、美術、建築の指導においては、教材として宗教的感化を受けた作品を利用してよい』」とあります。例えば清水寺へ修学旅行に行ったから何宗を布教しようとしているとか、八坂神社へ行ったから、平安神宮へ行ったからどうのこうのということではなくて、あくまで仏教芸術というか、文化として評価しているんであって、修学旅行、遠足でそういうところへ行っちゃいかんというようなことが3行目に書いてあるけれども、あまりにも自分の宗派にこだわった見解であって、客観的な見解に欠けている。そういう意味でも、私は採択は難しいと思います。

○米山教育長 請願の2つ目なんですけども、宗教的な行事を学校現場で取り入れてはならないと

いうお話だと思うんですけど、先ほどこれも部長が言ったとおり、慣習化した日常的な行事であると、特定の宗教に対してカードをつくったり、歌を歌ったりということではないので、これについても特に強制であるとか、また、一定の宗教の理念に対しての説明を受けながらの行事ではありませんので、これについても単なる慣習化した日常的なイベントだというように考えておりますので、請願の2項目めについても、直ちにこの考え方を採択するのは難しいというように思っています。

○市場委員長 ほか、ございますか。

それでは、教科書にしても、学校行事についても、特に現状の白井市のやり方について批判を受けるものとは思わないということで。他に意見がなければ不採択ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 不採択とします。

○議案第1号 白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

○市場委員長 議案第1号「白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、伊藤教育総務課長から説明をお願いします。

○伊藤教育総務課長 議案第1号「白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成24年2月8日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由につきましては、白井市郷土資料館館長の公印を追加するため、規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。この公印につきましては、何年も前から使用しているところでございますが、規則のほうが整理されてなかったということで、現在、規則のほうには、16番の「白井市立図書館長印」の次に17番としまして「白井市資料館館長印」を追加するものでございます。

○市場委員長 質問等ございますか。既に使用していますが、規則の対応が遅れたということで、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○議案第2号 平成23年度教育費補正予算について

○市場委員長 議案第2号「平成23年度教育費補正予算について」、各担当課長から説明をお願いします。

○伊藤教育総務課長 議案第2号「平成23年度教育費補正予算について」。白井市教育委員会は、平成23年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し出る。平成24年2月8日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

1 ページをお開きください。まず、小学校の学校建設費でございます。小学校施設改修事業、補正額 1 億 2,243 万円。内訳につきましては、13 節委託料、白井第三小学校体育館改修工事監理業務委託 693 万円、15 節工事請負費、同じく体育館本体工事でございます。1 億 1,550 万円。これに伴う財源につきましては、国の交付金で学校施設環境改善交付金 1,661 万 1,000 円、地方債 1 億 70 万円、一般財源 511 万 9,000 円となっております。

理由につきましては、学校施設の耐震化とあわせて施設の老朽化、バリアフリー、トイレ改修などを速やかに実施するため、計画では平成 24 年度に予定しておりました改修事業の所要額を平成 23 年度予算に前倒し、工事は予定どおり 24 年度に実施することから繰越明許を設定するものでございます。

なお、前倒しにつきましては、国の平成 23 年度第 3 次補正予算に係る地方財政措置が充実しており、当該事業がこれに該当するものでございます。

充実の内容につきましては、地方債の 100% が借入可能、また地方負担分の 8 割が交付税措置がされることになりました。財源であります地方債も、借金ですが、地方負担分ということで、実質的には工事費の地方負担分は工事費の 1 割になるということで、大変有利な制度となっております。

2 ページ目をお開きください。次は中学校施設改修事業でございます。補正額 6 億 7,847 万 4,000 円。内訳につきましては、13 節委託料、大山口中学校校舎改修工事監理業務委託 2,394 万円、工事請負費、大山口中学校校舎改修工事 6 億 5,453 万 4,000 円、これに伴う歳入の内訳でございますけれども、学校施設環境改善交付金 1 億 3,794 万 1,000 円、地方債 5 億 2,530 万円、一般財源 1,523 万 3,000 円となっております。理由につきましても、先ほど第三小の体育館と同様でございます、こちらにつきましても財政上、大変有利なものとなっております。

3 ページ目に移ります。学校建設費、中学校体育施設改修事業でございます。補正額、減額の 2,994 万 6,000 円。内容につきましては、工事請負費、これにつきましては白井中学校体育館改修工事が完了しまして、入札で予算額のほうが残ったという関係で、今回減額するものでございます。減額に伴いまして、歳入のほうも一緒に減額しました。内訳につきましては、交付金で、当初予算上では安全・安心な学校づくり交付金ということで当初予算化しましたけれども、今年度、この交付金が廃止されて、今現在では学校施設環境改善交付金となりまして、この交付金が 2,807 万 6,000 円となっております。名称が変わったわけなんですけれども、補助率等については変わっておりません。当初 5,400 万から、最終的に 2,800 万ということで減額されたわけなんですけれども、この理由につきましては、当初予算上では、設計費で補助金を算定していたこと、また、耐震工事、ブレース、すじかいが中心になる工事ですけれども、今まではこれに関連する工事も補助対象額とされておりましたけれども、少し厳密になりまして、ブレースのみが補助対象ということになりましたので、その分、補助金が減額されているところでございます。

あわせて、地方債 6,040 万円、一般財源、これは増えまして、もろもろの関係で 2,547 万 4,000 円ということで、多少こちらのほうが増えたということになっております。

この白井中の体育館ですけれども、今現在、完了しました。監査委員事務局の第三者機関により工事監査で、主に耐震関係の部分を見てもらったんですけれども、そこでも良好というような結果をいただいております。今現在、白井中の体育館は見違えるような立派な体育館に変わっております。

続きまして、4ページでございます。中学校施設整備に要する経費、補正額につきましては6,674万9,000円の増額の補正でございます。内訳につきましては、工事費、七次台中学校グラウンド改修工事でございます。これに伴う財源につきましては、学校施設環境改善交付金で2,000万、地方債で3,500万円、一般財源で1,174万9,000円となっております。このグラウンド改修工事につきましては、平成23年度の早い時期に交付されるものが、この時期にずれ込んだためのものでありまして、先ほど第三小等で説明いたしました地方財政措置に有利な適用は受けるものではありません。

○市場委員長 まず、教育総務課のほう質問等ございますか。

私から。1ページの説明で、予算の前倒しという話があったんですが、前倒しでない場合と比べて例えば工事の取りかかりが早くなるとか、そういう具体的なメリットがあるわけですか。

○伊藤教育総務課長 前倒しといいますが、23年度の3月議会で補正計上しますので、時期的なメリットというものはございません。先ほど有利な部分ということで多少触れさせていただいたんですけれども、地方債100%借入可能。地方債についてはいろんな条件がありまして、借りたい部分を全て許可されるものではなくて、いろいろな条件がついているんです。それがなく、今回100%地方債を借りられるということが有利な部分の一つです。あと、起債で借りた部分の8割が地方交付税で見えてくれるんです。ですから、仮に1億円で借りても、それが実質2,000万円払えばいいという有利なものがございます、前倒しした関係で。結果的に、全体工事費のうちの交付税と補助金を合わせると1割が地方の持ち出しになるのではなかろうかというふうに言われておる制度でございます。

○米山教育長 これは事業の前倒しじゃなくて、本年度補正予算を組んだことによって24年度の当初予算で組むよりは、有利条件で23年度で補正予算を組んで、それを来年度に繰り越して事業をやるということですね。文科省のほうで、こういう有効な条件が含まれているために補正予算を組んで、事業自体は24年度に行く。だから、予算の前倒しというか、いい条件のときに予算を組んで繰り越しをするというように考えてもらいたいと思います。

それから、1ページ目の13節の委託料、管理業務委託693万円、一般財源が511万9,000円、財源内訳ですが、管理業務費も一般財源じゃなくて交付金なのか、地方債なのか、この内訳ではわからないんですけど、一般的には管理業務委託は全て一般財源で見なければいけないのですが、数字が逆転していませんか。

○伊藤教育総務課長 この国の事業につきましては、事務費も国庫補助対象になります。事務費の中に工事監理業務委託が含まれますので、この分についても国庫の対象になります。

○**米山教育長** 第三小と白井中の方は有利な条件で予算を補正するというのはよくわかりました。白井中の体育館工事の減額補正、約3,000万円なんですけども、この書き方だと、歳出は3,000万円減額しているんですけど、歳入の△はないので、現状の当初予算の財源内訳に対して、各国費、地方債、一般財源基金をどれだけ減額したのかという内訳がわからないと、これは単純に支出見込み額の1億1,395万円に対する内訳が書いてあるだけなので、何を幾ら減らしたかのように書いたほうが、資料としてはいいと思っています。これだけ見れば、確かに1億1,195万円の財源内訳はこうやって変わったんだなというんですけど、これはやはり歳入・歳出それぞれ減額しなきゃいけないので、今ある直近の、多分当初予算だと思うけど、当初予算の、何で幾ら減額というような書き方にしてもらったほうがいいと思います。国費だと5,447万8,000円から2,807万6,000円を引いた額が△の数字になると思うので、そういう書き方で補正予算書ともう1回確認をしてもらいたいと思います。

○**伊藤教育総務課長** 確かに教育長が心配されるようなことも想定しておりました。工事関係の地方債関係ですけども、ほかの工事費と一緒になっていて、財源の振り替えしたというふうに、これだけで見ればそういうふうな書き方、教育長が言うような書き方が妥当なんでしょうけども、ほかの工事もありますので、それとあわせて書くと、こういうふうに書くのが一番わかりやすいのかなというふうに感じ、このような資料をつくらせていただいたわけなんです。

○**米山教育長** 教育基金を2,000万円使わずに2,500万円一般財源を使う内容に変更されているということは、基金が2,000万円、現状とプラスアルファで残ったと考えていいんですか。

○**伊藤教育総務課長** 今年度末の一般会計のほうで余裕が出たということで、教育施設基金のほうを使わずに済んだという話を財政課のほうから聞いております。

○**米山教育長** 白井中の体育館の場合は、すごい補助率が下がっているんで、文科省のほうで学校施設環境改善交付金の、当初予算を立てる段階よりもブレースしか補助金の対象金にならないということであるならば、老朽化であるとか、そういうものに対しては補助金がついていないという考えになってくるけど、今後も体育館、校舎の補助率については下がっていくと考えていいんでしょうか。

○**伊藤教育総務課長** 確かに改修事業については、以前はびっくりするような補助金もついていた年度もあったと思います。今後、補助率については、耐震については2分の1、大規模改修については3分の1の補助率は変わらないと思いますが、国の財政事情によって上がったたり下がったりということはあるんじゃないかなんかとは思っています。

○**市場委員長** 安全・安心な学校づくり交付金というのは、国のキャッチフレーズなんですか。白井のキャッチフレーズにそっくりというか、そんな気がしましたが。

○**伊藤教育総務課長** 国の補助金、交付金にはそれぞれいろんな名称がついておまして、例えば4ページ目に書いておりますグラウンド改修工事の交付につきましては学校施設環境改善交付金だ

とか、それぞれの交付金事業で名称がついておりまして、白井中の改修工事の補助金を申請する際には、国の補助金、交付金の名称が安全・安心な学校づくり交付金というような名称がついたということですので。

○清水教育部長 それでは、学校教育課分の補正を説明いたします。

まず、5ページをお開きください。事務局費の学校給食施設基金管理に要する経費、補正額1,000円でございます。補正理由でございますが、当初予算では3,000円の利子を見込んでおりましたが、本年度運用したところ、3,570円の利子がつく見込みですので、差額分を補正するものです。利子分につきましては、歳入予算で受けて、歳出予算で基金へ積み立てを行うということでございますので、下の歳入を見ていただきますと、財産収入としまして学校給食施設基金利子として補正額1,000円となっております。

6ページをご覧ください。指導費の補助教員配置事業でございますが、補正額461万6,000円を減額補正したいと思います。賃金全体としまして、当初予算額3,221万6,000円ございました。執行済額、今後見込額につきましては、そこがございますとおりで、補正額が461万6,000円となっております。

内訳でございますが、休暇等補助教員としまして予算計上していたところですが、教職員の急な療養等に対応するため、臨時的な補助教員で、当初予算80日分を計上していたところですが、今年度は中国からの編入学で日本語がほとんどできない生徒に対して、日本語指導、生活指導等が必要となったために1名を雇用しています。予算的に不足が見込まれるというところから、この部分では増額補正をするところですが、24万3,000円が増額補正となります。

2項目めの学校補助教員でございますが、ここで305万4,000円を減額補正するものです。これにつきましては、通常学級における学習障害等の児童生徒を補助するための補助教員について、当初予算では24名の雇用を見込んでいたところですが、実際に補助を必要とする児童生徒の見込みが少なく、4月当初は22名を雇用したところでございますが、9月から1名を追加雇用しました。当初予算まで至らなかったために減額補正するものです。

3項目めの少人数等補助教員の部分で、108万5,000円を減額したいと思います。小学校の三、四年生でクラスの人数が35人以上の学校へ補助教員を配置しているところでございます。算数科を中心に少人数指導やTT指導となっておりますが、当初予算で6名雇用を見込んでいたところ、5名の雇用で済んだために減額するものです。また、県の講師の関係で授業時数が少ない補助教員が2名いるため、減額が大きくなっております。

以上3項目を合わせると461万6,000円の減額となります。

続きまして、教育の情報化推進事業の部分で、161万2,000円の増額補正を行いたいと思います。これは工事請負費としまして、大山口中学校校舎の改修工事が国の補正予算を活用して本年度中の予算で執行することとなったため、職員室を体育館に移設し、仮説のLAN配線等を実施す

るための工事費を補正するものです。当該予算については、24年度に繰り越しをして実施するものです。先ほどの教育総務課長の説明にリンクするものがございます。

続きまして、特別支援教育事業の部分につきまして、208万9,000円を減額補正したいと思います。当初予算では、特別支援学級介助員を11名見込んでいたところですが、週35時間勤務が9人、週20時間勤務が1人となり、減額が生じたので補正するものです。

8ページのほうをご覧ください。学校運営支援事業でございます。29万6,000円を減額したいと思います。これにつきましては、民間プール利用について362名で見込んでいたものが、実績として290名となったため、見込み人数より実施人数が減少したため、執行残が生じて減額するものがございます。

続きまして、学校安全対策事業につきましては43万1,000円を減額したいと思います。これは七次台小学校の児童の安全対策として、シルバー人材センターに安全指導として引率業務を委託しておりますが、下校時の引率が見込みより少なく済んだため、減額補正をするものです。登校時は4名の方についていただいています。下校時は1年生に4名の引率は確定しているところですが、下校時の二、三年生については、成長してきたことと時間がずれるということもありまして、引率を必要としないことが多くなったため、減額するものです。

なお、当初予算提示の際には下校時に6名が必要だろうというふうに考えていたところでございます。歳入については、商工振興課のほうで減額しています。

9ページをご覧ください。学校保健事業に要する経費でございます。114万4,000円を減額補正したいと思います。その下の内訳のところの補正額のところに△マークが落ちていますので、入れていただければと思います。減額補正となります。当初予算では、全児童・生徒及び教職員を対象とする定期健康診断や精密検査費用を計上しておりましたが、実施人数が見込み人数より減少したため、執行残が生じたということでございます。

10ページをご覧ください。要保護準要保護児童就学援助に要する経費でございますが、102万2,000円を増額補正したいと思います。準要保護児童の認定者数を当初予算では138人を見込んでいたところですが、12月末現在で156人を認定しており、増加する傾向にあります。このことから、増額補正をするものです。

中学校の要保護準要保護生徒就学援助に要する経費につきましては、14万6,000円を増額補正したいと思います。先ほど説明したのは小学校部分ですが、これは中学校部分でございます。当初予算では83名を見込んでいたところですが、12月末現在で88人を認定しておりまして、増加する傾向であるため補正するものがございます。

教育センター室について説明申し上げます。

A L T招致・配置事業でございます。294万円を減額補正したいと思います。A L Tについては中学校に5名、小学校に3名、計8名を配置しております。当初予算については、業者からの見

積りで予算計上していましたが、年度当初の契約時に価格交渉をしたところ、減額の見積書が提出されたため、その価格で契約し、不用額が発生したことから補正するものでございます。

青少年国際交流事業でございます。84万1,000円を減額したいと思います。青少年国際交流事業につきましては、本年度はオーストラリアへの派遣については計画通り実施できたところでございますが、東日本大震災の影響から、受け入れ事業について、オーストラリアのほうから、今年度はお断りしたいという申し入れがございまして、実施できなかったため、その分を減額するものでございます。

一番最後の17ページをご覧ください。学校給食共同調理場分でございます。

歳出部分で、一般管理費分で7万1,000円を減額補正したいと思います。内訳でございますが、人件費の共済費が19万7,000円増額となります。理由としましては、共済費の掛け率に変更になったため、増額となります。

施設維持管理に要する経費のうち、工事請負費としまして、物置設置工事がございました。26万8,000円の減額となります。設置予定の物置を小振りのものに変更したため、執行残が生じて減額するものです。

今説明した2つのものを合わせまして7万1,000円の減額となるものでございます。

続きまして、給食事業に要する経費につきまして562万6,000円を減額補正したいと思います。内訳でございますが、まず需要費の賄材料費としまして307万6,000円を減額したいと思います。当初予算で見込んだ児童生徒数により、実際の児童生徒数が少なかったために、給食食材費を減額補正するものでございます。

続きまして、委託料（給食調理業務委託料）でございます。255万円を減額補正したいと思います。委託業者の決定に伴いまして、今までは1者随契をしていたわけでございますけれども、プロポーザルによる業者選定により、長期の契約として、3年間の長期契約を結ぶこととなりました。それに伴う執行残を減額補正するものでございます。

18ページ、最後の部分でございます。先ほど説明した歳入・歳出に対する歳入分でございます。事業収入としまして421万3,000円を減額補正いたします。当初予算で見込んだ児童生徒数よりも実際の児童生徒数が少なかったために減額補正するものです。

一般会計の繰入金につきまして、148万4,000円を減額補正いたします。特別会計上では、歳入・歳出を同額にする必要があるため、歳出の減額補正に伴って歳入の繰入金を減額補正するものでございます。

○市場委員長 プールの利用人数ですが、当初見込み362人から実績の290人とかなり減っていますけれども、中学生はプールがあるからきょうは休んじゃえということはしないだろうから、これは回数が予定より減ったのかなと思うんですが。

○清水教育部長 子どもによって若干ずれはあると思いますが、2時間で2回ほどやっている

のですが、体調によって見学があり得ます。実際にプールに入って、ここのインストラクターの方に指導してもらって、もちろん教員もつくわけでございますけども、そうすると実績でやっていきますから、当日風邪で体調が悪いか体調によって、見学者があるということで、こういう差が生じているということです。

○米山教育長 情報化推進事業、これは言い回しが違うと思うんだけど、「国の補正予算を活用して本年度中の予算で執行することとなった」、下では「24年度に繰越して実施する」と。大規模改修にあわせてこの事業をやるよという内容だと思うので、これだけ読むと23年度中に実施するかのように思えてしまいます。現実的には、大規模改修と一緒にあわせてやるんですよ。

国の予算があるので、ここで補正をして、これも同じように繰り越しをするということで、本年度中に予算執行することもないし、職員室を体育館に移すのも従来と同じなんで、特別にこれを記載する必要もないので、改修工事とあわせて情報化推進事業のLAN工事を実施する。本年度に予算計上して、これを繰り越して来年度に実施しますということのほうがいいと思います。

○市場委員長 補正予算には関係ないんですが、学校給食共同調理場を別のところに建て替えるのか修繕するかという話が出たかと思うんですが、あれはどういうふうに進めるんですか。

○清水教育部長 学校給食共同調理場の部分でございますが、一昨日、学校給食共同調理場運営委員会がございまして、委員長が指摘した老朽化に伴って、今後の調理場をどのようにしていくかというものについて、1回目の協議がございました。まだ結論を出す段階ではなくて、24年度中にさらに協議をして結論を出していくという段階ではございますが、一昨日の会議の中では、今あるところの耐震工事をするとともに、改修をしていく部分とそろえていくというような考えでいくのか、あるいは今のところを新しい施設にするのか、今のところを新規として共同調理場を整備していくのか、そのような考えがあるけれども、経費がかなりかかることから、慎重に審議していきましょうというところで、結論はまだ出ていないところです。24年度中に結論を、出るかどうかわかりませんが、結論を出すことを目指しましょうというところでございます。

○大塚生涯学習課長 生涯学習課の補正予算について説明いたします。12ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育総務費、社会体育施設管理運営事業としまして、補正額597万8,000円の減額でございます。内容としましては、15節の工事請負費、その1つとしまして社会体育施設改修工事、2つございます。中木戸公園競技広場照明灯設備改修工事、この部分が減額で94万4,000円でございます。これにつきましては、11月1日から夜間照明の修理を完了しまして、現在、夜間照明灯を利用者に開設しておるものでございます。その入札の執行残でございます。

それと富士中学校建設予定地整備工事、これにつきましては、今現在、工事をしております。工期としましては、契約上、もう出ています。3月23日までが工期でございます。また、3月の教育委員会のときに、先ほど教育長から話がありましたように、工事がほぼ完了しておりますけども、

実際、その現場を見ていただければありがたいと思います。これも同じように入札で執行見込みが出ておりますので、この部分を減額としまして503万4,000円、この2つとも工事費の執行残を補正するものでございます。合わせまして597万8,000円の減額でございます。

続きまして、体育施設費、白井運動公園管理運営事業としまして、補正額1,445万円の減額でございます。内訳としましては、陸上競技場の改修工事としまして、漏水修繕工事、これは陸上競技場の中の写真判定機とか競技用備品の倉庫とか、雨樋の修繕工事、これらを合わせました工事でございます。これも入札に伴う執行残で32万5,000円の減額でございます。

2つ目としまして、テニスコートの改修工事、これが今年の1月26日くらいに工事が終わりました、1月28日から利用できるような形で、今もう開設しております。こちらは6面でございますけれども、この入札に伴いまして差額が、かなり安くできましたので、1,412万4,000円の減額になります。これらを白井運動公園のものとして、1,445万円の減額でございます。

続きまして、13ページをお開きください。体育施設費、市民プール管理運営事業でございます。補正額906万4,000円を増額補正したいと思っております。11節の需用費、修繕料ということで、市民プール全体の工事、修繕でございますけれども、これも入札等を行いまして、差額が178万4,000円の減額でございます。これらにつきましては、23年度のプールをオープン時に間に合わせるような修繕で行っております。給気ファン用のモーター変換工事とか、幼児プール、こちらの側のプールの施設修繕でございます。

続きまして、15節の工事請負費でございます。市民プール施設修繕工事、1つ目としましてプール施設改修工事、こちらが同じように入札の執行残を補正するものでございます。164万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、25メートル用のろ過器の改修工事とか、幼児プール槽工事、あと流水プールと幼児プールの循環ろ過器の整備工事と、そういうようなものが主なものでございます。そちらの執行残でございます。

2つ目としまして、25メートル、流水プール配水管改修工事、それと3つ目のスライダー本体補修工事。流水プールの配水管につきましては619万5,000円を増額するものでございます。スライダーの本体補修につきましては630万を増額補正するものでございます。この理由としましては、老朽化もしくは地震による破損・亀裂が発生し、改修工事が来シーズンのオープン（7月1日）に間に合わなくなるおそれがあるため、補正するものでございます。これらは所要額を補正しまして、繰越明許費を設定するものでございます。24年の4月に工事着工できるよう、今年の2月から事務手続きを進めるため、補正するものでございます。現在、25メートルプールについては、去年のプール終了したまもなくから漏れていることがわかりました。それに向けてのものと、あと流水プールにつきましても非常に劣化が激しく、まだ漏れておりませんが、漏れる前に25メートルと同様に配水管改修を行うものとするものでございます。

スライダーにつきましては、毎年、定期検査を行っております。毎年指摘されておりました、そ

の結果、もう3年ぐらい同じような形で、早く補修をしなければというような指摘を受けております。24年度プールオープンに向けてスライダの利用が、点検をした結果、保証ができないというようなことで、早急にスライダの本体補修をしなければならないということで増額補正をするものでございます。

続きまして、14ページでございます。歳入補正でございますけれども、先ほどの歳出に伴うものでございます。地域スポーツ施設整備助成金、これは運動公園のテニスコートの整備に伴う歳入部分でございますけれども、補正額としては1,138万1,000円の減額でございます。これは入札に伴う工事費減額のため、入札で非常に執行額が安くなりましたので、それらに伴いまして補助対象経費変更により、補助額が削減されたものでございます。この助成金につきましては、スポーツ振興くじ助成金をいただいて行ったものでございます。工事費が約1,400万減額になりまして、これに伴って補助対象経費も決められておりますので、このうちの4分の3が助成金として、今年1月16日に交付決定の通知がありましたので、これで減額補正をするものでございます。

続きまして、次のページをご覧いただきたいと思っております。先ほど繰越明許費のお話をさせていただきました。市民プールの施設改修事業としまして、25メートルプールの水漏れに伴う配水管改修工事、そして、スライダ本体補修工事、これを3月の繰越明許費としまして補正予算として資料を議会に上程するものでございます。

○秋本文化課長 文化課につきましては歳入だけでございます。内容につきましては、寄附金、17款1項4目1節に文化センター事業推進寄附金を新たに設けるものでございます。補正額が15万円でございます。理由につきましては、文化センター利用団体の「シンクス 白井自然と芸術文化の会」より、白井市の芸術文化事業推進のため、寄附したいと申し出がありました。昨年11月にシンクスから、白井市の芸術文化事業の充実のため、昨年シンクスが主催のクリスマスチャリティーコンサートの収益金の一部を寄附したいとの申し出がありまして、その金額でございます。

○市場委員長 文化課の寄附金の件ですが、自主事業が仕分けの対象になりましたね。あの中で、予算が決まって、それが執行できるようになってからいろいろプログラムなんかを決めるのは時間的に制約されて、どうしても行事が1月、2月に固まっちゃうんだと。その中で、基金があればもっと早く動けるんだけどもという話があったと思うんですが、そういうものとしても使える可能性はあるわけですか。

○秋本文化課長 まだそこまでは具体的には細かく詰めておりませんが、今後、そのような目的に対応する寄附金の基金条例の制定のほうを財政課で今検討しておりまして、来年度以降、今回、同様の寄附金がありましたら、寄附金を積み立てる予定というところまでいっているんですが、検討段階ということでもあります。

○市場委員長 予算には直接関係ないんですが、数年前埼玉県で、プールの排水口で、子どもが吸い込まれる大きな事故がありましたね。工事のときは、当然、水を抜いて確認できると思いますの

で、工事が終わったら、業者の言いなりでなくて、やはり確認してもらいたいと思います。

特にございませつか。

それでは、最初から戻って、全般について何か気がついたことがありましたらお願いいたします。特にないようでしたら、承認でよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 承認といたします。

○協議第1号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について

○市場委員長 協議第1号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について」、伊藤教育総務課長から説明をお願いします。

○伊藤教育総務課長 協議第1号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について」。白井市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について、別紙のとおり議会に提出する。平成24年2月8日提出。白井市教育委員会教育長米山一幸。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。ご承知のように、点検・評価は3回の教育委員協議会を開催し、その議事録から報告書案を作成し、協議会のメンバーの皆さんに確認、調整を指摘いただき、作成してあります。ご協議、お願いいたします。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。特にございませつか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 了解といたします。

非公開案件 ○議案第3号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○協議第2号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

非公開案件 ○報告第1号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会の結果について

非公開案件 ○報告第2号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○市場委員長 その他、案件がありましたら。大塚課長。

○大塚生涯学習課長 1月の教育委員会の際に検討していただいた中で見直しがありましたので、2点ほど報告させていただきます。

最初は、公民館運営審議会の国の法律が変わりまして、運営審議会の委嘱の基準は見直されまして、条例で改正しましたが、図書館協議会と同様に、公募による市民という部分を公民館運営審議会の委嘱の基準の中にも入れさせていただきたいと思いますので、そのような形でさせていただきたいと思います。

それともう1点、キャンプ場の関係でございますけれども、キャンプ場の設置及び管理に関する条例の廃止の条例ですけれども、当初、施行日、24年4月1日からということだったんですけれども、利用者に対する周知期間、広報とかホームページとかで、議会が3月22日くらいになりますので、それ以降の広報になりますので、そういった形で、4月1日を、5月いっぱいまで利用をしていただきまして、6月1日から施行というふうに変更させていただき、それに基づいて議会で調整しますので、ご了解願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○市場委員長 ほか、ございますか。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

